

平成29年度 茨城県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度茨城県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総処理水量	121,023,000m ³
(2) 1日平均処理水量	331,570m ³
(3) 流域関連市町村数	30市町村
(4) 建設改良費	2,808,587千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	17,518,351千円
第1項 営業収益	7,758,226千円
第2項 営業外収益	9,760,045千円
第3項 特別利益	80千円
支 出	
第1款 事業費用	17,423,163千円
第1項 営業費用	16,713,774千円
第2項 営業外費用	554,347千円
第3項 特別損失	147,042千円
第4項 予備費	8,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,268,019千円は、過年度分損益勘定留保資金961,339千円、当年度分損益勘定留保資金1,209,527千円、当年度分消費税等資本的収支調整額60,745千円及び減債積立金36,408千円で補てんする。)

収 入	
第1款 資本的収入	3,698,286千円
第1項 国庫補助金	1,487,195千円
第2項 企業債	1,480,400千円
第3項 負担金	574,401千円
第4項 固定資産売却代金	80千円
第5項 関連事業収入	156,210千円
支 出	
第1款 資本的支出	5,966,305千円
第1項 建設改良費	2,808,587千円

第2項 資産購入費	48,438千円
第3項 償還金	2,875,950千円
第4項 基金積立金	233,330千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
霞ヶ浦常南流域下水道工事請負契約	自 平成30年度 至 平成31年度	1,401,000 ^{千円}
霞ヶ浦湖北流域下水道工事請負契約	平成30年度	135,500
那珂久慈流域下水道工事請負契約	平成30年度	675,992
鬼怒小貝流域下水道工事請負契約	平成30年度	35,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業	1,480,400 ^{千円}	1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌 年度に繰り延べて起債 することができる。	年利5.0パー セント以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	40年以内 (据置期間を含む。)

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費等 508,487千円

(他会計からの補助金)

第10条 営業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,975,661千円である。